

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年度第2回宮城県栗原警察署協議会
開催日時	令和7年11月6日（木） 午後1時10分から 午後2時まで
開催場所	栗原警察署 大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出席委員～阿部東吾会長、小野寺勝典副会長、菅原信二委員、 小林妙子委員、菅原博美委員、伊藤紀彦委員</li> <li>・ 欠席委員～なし</li> </ul> <p>2 警察署側</p> <p>署長、副署長、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、 刑事課長、交通課長、警備課長、若柳幹部交番所長</p>
議事概要	別紙記載のとおり
備考	

別紙

議事概要	<p>1 報告事項、協議事項</p> <p>(1) 管内の治安情勢について（署長） 署長から、令和7年9月末における刑法犯認知件数等、管内の治安情勢について説明がなされた。</p> <p>(2) その他（交通課長） ア 「宮城県速度管理指針」の案について イ 「栗原警察署の速度取締り指針」について</p> <p>2 協議事項等への質問・意見要望等について</p> <p>○ 委員 特殊詐欺のうち、オレオレ詐欺被害2件の具体的な内訳はどのようなものか。</p> <p>● 刑事課長 1件は、息子を騙って現金を東京に郵送させる手口で、警視庁と連携して捜査中である。 もう1件は、国際電話から関西の警察を騙ってSNSアプリに誘導し、偽の警察手帳や偽の逮捕状等を見せるなどしてマネーロンダリング等の犯罪の容疑者になっていると告げてだまし、驚いた被害者に多額の現金を振り込ませたもので、できる限りの手を尽くして捜査中である。</p> <p>○ 委員 熊のニュースが連日報道されているが、警察ではどのような装備で対応しているのか。</p> <p>● 署長 基本的に、今まさに人が襲われているような状況でなければ、極力車から降りずにマイクで広報し、避難させるよう指示をしている。 どうしても車から降りなければいけない場合は、アームガードやヘルメット、耐刃防護衣を着けている。 最近は、機動隊が使用している顔面や後頭部を保護する機能付きのヘルメットや鉄板入りの小手等を含む完全個人装備と言われるものを取り入れている。 また、攻撃力や抑止力はないが、距離を取る意味で警棒や刺股を携行させている。 もちろん熊スプレーも携行させている。</p> <p>○ 委員 獣友会の人たちは、熊が罠に掛かって止め刺しをする際等に獵銃を携行することになっていると思うが、熊と遭遇した際に怖いので平時の見回りの際に銃を携行したいとの声を聞いている。 そのような要望に答えるのは難しいのか。</p>
------	--

● 署長

止め刺しの際も、逐次自治体の許可を得て銃の携行や使用を行っているのが現状である。

捜索や救助のため警察とともに猟友会の方が入山するに当たっても、事前に市に申請している状況にある。

今後、罠の設置場所に行く際等で、罠や付近に熊がいる蓋然性が高い状況等に事前の携行の許可が出る場合があるかもしれないが、ケースバイケースであり、法整備も必要になってくると思われる。

○ 委員

本日昼のニュースで、今後は要請があれば警察でも猟銃が使用出来るようになるという報道があった。

● 署長

警察官による熊に対するライフル銃の使用のための法整備はこれからとなるが、これまでにも、猟友会の方が熊の駆除のために現場で猟銃を使用するに当たり、自治体の許可が間に合わない場合は、警察官の依頼に基づき警察官職務執行法第4条により緊急避難的に発砲したことがあり、それは今も認められているところである。

最近変わったこととしては、緊急銃猟制度がある。

これまで市街地では猟銃を発砲できなかったところ、一定の要件や条件のもと、市町村長の判断で猟銃を使って捕獲することが可能となり、先般、仙台南警察署管内で全国初となる緊急銃猟が実施されたところである。

そのように、警察官のライフル銃の使用についても、法の整備とともに、ニーズに合った対応が進められていくものと思われる。

○ 委員

熊対策は、国が全体の対策をする必要があると考える。

秋田県では自衛隊の派遣要請をしたが、結局罠の見回りなど手伝いのような状況のようであり、それに対し、猟友会の人は「熊を撃てと言われても簡単に撃てるものではない。走っている熊など撃てない。熊捕りというのは、冬場に熊の居る場所に行って起こして皆で攻めてやっと捕れるんだ。」という話をしているので、そのようなこと等について理解が広まってほしいし、また警察が全てやるのは大変だと思われる所以、警察の方から国等の機関に働きかけてはどうかと思う。

● 署長

今回の熊被害事案は、山岳遭難事案である一方行方不明事案でも

あるため、警察が取り扱う事案であるが、発生場所が警察だけでは入れない危険な場所であることから、自治会と猟友会とを交えて協議し、対応している。

熊を捕獲するための箱罠は警察で持っているわけではないので、市の協力を得てそれを設置してもらっており、また、警察官が携行している銃で発射した弾では熊は死ないので、猟友会の協力を得ているところである。

県もいろいろ動いているところである。

たしかに国の主導があれば警察としてもやりやすいし皆さんも安心できると思われる。

### 3 その他

委員による宮城県警察機動センターへの視察を実施した。